

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	被害程度	徴収猶予期間	摘要
災害のあったとき	30パーセント以上	6箇月以内	公の機関が発行するり災証明を添付すること。
	50パーセント以上	1年以内	
	100パーセント	2年以内	
係争地		受益者の決定（判定）の日までの期間	
農地		土地の状況が宅地として認められるまでの期間	
盗難にあったとき	10万円以上	6箇月以内	警察署の盗難届出証明を添付すること。
	30万円以上	1年以内	
	50万円以上	1年6箇月以内	
	100万円以上	2年以内	
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき	1年以上	1年以内	医師の証明書を添付すること。
	3年以上	2年以内	
崖地，低地，狭小地，公道に接していない等により，現時点で宅地化が困難又は公共下水道の利用が不可能と認められる土地		当該土地の宅地化又は公共下水道の利用が可能と認められるまでの期間	
その他管理者が特に必要と認めたととき		その都度決定する。	